

令和6年度第2回鹿児島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、福祉・介護職員の処遇改善を行うため、鹿児島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において障害福祉サービス事業者等に対し交付するものとし、その交付については、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知）（以下「関係実施要綱」という。）並びに鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
関係実施要綱4(1)に規定された対象事業所の福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費として関係実施要綱に基づき算出された経費	<p>交付額 = a × b</p> <p>a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。また、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。）</p> <p>b サービス類型別交付率（別紙表1）</p> <p>※1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

- 2 令和6年度第2回補助金の補助金額は、令和6年5月分の障害福祉サービス等報酬総額、同年2月分以降の報酬の額に誤りがあり過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む額（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）及び同年2月分から同年5月分の月遅れ請求等があった場合はその額から算出した額とする。

(計画書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書（別記第1号様式）
 - (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）（別記第1-2号様式）
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合、関係実施要綱7(5)に基づき、特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により提出した計画書の内容に変更が生じた場合、変更に係る届出書（令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）（別記第3号様式）に、変更後の計画書等を添付して提出するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、令和6年度第1回補助金の交付を受けるため、令和6年度第1回鹿児島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業費補助金交付要綱第3条第1項から第3項までに基づき計画書又は届出書を提出した者は、前3項に基づく計画書及び届出書の提出を省略することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出については、事業者が関係実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供したサービスのうち、令和6年4月サービス分以後の各月の障害福祉サービス等報酬の請求を、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）（障害児入所施設については、知事）に行うごとに、当該請求のあった障害福祉サービス等報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について、補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなす。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなした場合において、国保連から提供を受けた情報等に基づき、規則第4条及び第14条の規定による補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとする。

2 規則第4条及び第14条の規定に基づく交付決定及び確定の通知は、国保連から支払額通知書を障害福祉サービス事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項に規定する補助金の請求は、事業者が関係実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供したサービスのうち、令和6年4月サービス分以後の各月の障害福祉サービス等報酬の請求を国保連（障害児入所施設については、知事）に行うごとに、当該請求のあった障害福祉サービス等報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について請求がなされたものとみなす。

3 この補助金は、原則として、振込先口座として法人から希望のあった一つの口座（債権譲渡されている事業所等の口座は除く。）に、対象事業所分をまとめて交付する。

(関係実施要綱に基づく実績報告)

第8条 関係実施要綱7(2)に基づく実績報告書については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（別記第3-1号様式）
- (2) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）（別記第3-2号様式）

2 関係実施要綱7(2)に基づく実績報告書については、関係実施要綱4(3)に規定する対象期間において提供したサービスに係る補助金の交付を全て受けた後に1回提出すればよいものとし、提出期限は別に知事が定める日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙

表1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援	0%

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2~5月分)	0 円	(0.00) %	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)			
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年4・5月分)	0 円		
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	0 円		
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	0 円		
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)			
うち、基本給等による改善の見込額			
(一月あたり) 0 円			
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)			
うち、基本給等による改善の見込額			
(一月あたり) 0 円			

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
 - I 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること
 - II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
 - ②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	
---------------------------------------	--

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	基本給	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)			
	上記以外 (必ず選択)	手当(新設)	手当(既存の 増額)	賞与	該当なし(全て基 本給等)	その他	()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) (就業規則の見直し) (賃金規程の見直し) (その他 ()) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。						
	③ベースアップの実施予定	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情				
		実施しない					

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る鹿児島県国民健康保険団体連合会から鹿児島県への支払口座情報の提供に同意します。

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 [] 月 [] 日

法人名

代表者

職名

氏名

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input checked="" type="radio"/>
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2／3以上となっている	<input checked="" type="checkbox"/>
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	<input checked="" type="checkbox"/>
4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
別紙様式2-2(補助金)	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	<input checked="" type="checkbox"/>
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	<input checked="" type="checkbox"/>
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	<input checked="" type="radio"/>

第1-2号様式(第3条関係)

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)

提出先 鹿児島県

法人名	0
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](d)	0
うち、令和6年4・5月分の交付金額(見込額)の合計[円](e)	0

【記入上の注意】
 ・処遇改善臨時特例交付金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で交付金額以上となる資金改善等の要件を満たしていれば足りること。
 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
 ・報酬ファクタリング等のサービスを利用し、給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
 ・交付金の支払は原則として、国保連合会に登録している給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。
 そのため、振込先の希望を、②と③の全体で1つだけ選択すること。具体的には、
 ②の列で、①の債権譲渡以外の事業所の「国保連合会の振込先口座」への振込を希望するか、
 別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等算定の算定期間(令和6年4月から算定期間見込みである場合を含む) [a]	一月あたり 障害福祉 サービス等 報酬総額 [円][b]	交付率 (b) (c)	交付対象期間(c)	福祉・介護職員 処遇改善臨時特 例交付金の見込 額(d) (a×b×c) [円]	うち、令和6年4・ 5月分の交付金 の見込額(e) (d × 1/2)[円]	②のいずれか又は③に○ (全体で1つのみに「○」)		
			都道府県	市区町村									①債権譲 渡の有無 (該当する もの全て に「○」)	②国保連合 会に登録して いる口座のう ち、振込先の 希望	③債権譲 渡がある 場合、別 途届け出 た口座
1							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	—
2							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
3							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
4							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
5							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
6							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
7							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
8							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
9							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
10							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
11							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
12							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
13							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
14							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
15							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
16							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
17							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
18							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
19							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	
20							一			令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—	

第2号様式（第3条関係）

特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）

基本情報

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒				
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		E-mail		

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（障害福祉事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

第3号様式(第3条関係)

変更に係る届出書(令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金)

基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ 書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
2 変更の概要	

令和 年 月 日

(法人名)
(代表者名)

第4-1号様式(第8条関係)

提出先 鹿児島県

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実績報告書

1 基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 実績報告について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年2~5月分)	0	円		
②賃金改善の所要額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)		円	←	
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)				
i) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(令和6年4・5月分)	0	円	(0.00) % ←	
ii) 賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)	0	円		
iii) うち、基本給等による賃金改善の所要額 (右側の額はi欄の額の2/3以上となること)	0	円		
福祉・介護職員の賃金改善の所要額(参考)		円		
うち、基本給等による改善の所要額		円	(0.00) %	
(一月あたり)	0	円		
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)		円		
うち、基本給等による改善の所要額		円	(0.00) %	
(一月あたり)	0	円		
④ベースアップの実施	実施した 実施していない	実施した場合、 ベースアップ率	実施していない場合、やむを得ない事情	

【記入上の注意】

- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。
- I 交付金による賃金改善の総額が交付金による収入額以上となること
- II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
- ②「賃金改善の所要額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 「ベースアップ」とは、「賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること」を指す。

3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

① 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額((ア)-(イ)) (②以上の額となること)	#VALUE!	円	←
(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額		円	#
(イ)令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金の総額		円	
② 令和5年2月から5月の賃金総額		円	←

【記入上の注意】

- 事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。

備考欄

--

4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

<input checked="" type="checkbox"/>	実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	X		
令和 6 年	月	日	法人名	
代表者	職名		氏名	

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	<input checked="" type="checkbox"/>
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	<input checked="" type="checkbox"/>
2 実績報告について	
② 賃金改善の所要額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額以上となること	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)が交付金額(令和6年4・5月分)の2／3以上となること	<input checked="" type="checkbox"/>
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていない	<input checked="" type="checkbox"/>
4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約	
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>

第4-2号様式(第8条関係)

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(施設・事業所別個表)

提出先 鹿児島県

法人名	
-----	--

【記入上の注意】
 *本表に記載する事業所は、処遇改善臨時特例交付金 処遇改善計画書の別紙様式2-2(交付金)に記載した事業所と一致しなければならない。
 *事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額の合計[円]	0
うち、令和6年4・5月分の交付金の合計[円]	0

障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	交付対象期間	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額 (令和6年2~5月)[円]	うち、令和6年4・5月分の交付金の総額[円]
		都道府県	市区町村					
1						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
2						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
3						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
4						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
5						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
6						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
7						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
8						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
9						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
10						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
11						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
12						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
13						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
14						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
15						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
16						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
17						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
18						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
19						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		
20						令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)		